

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

10月号
2021

2021.10.29

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「プラスチック資源循環促進法 排出事業者の役割」

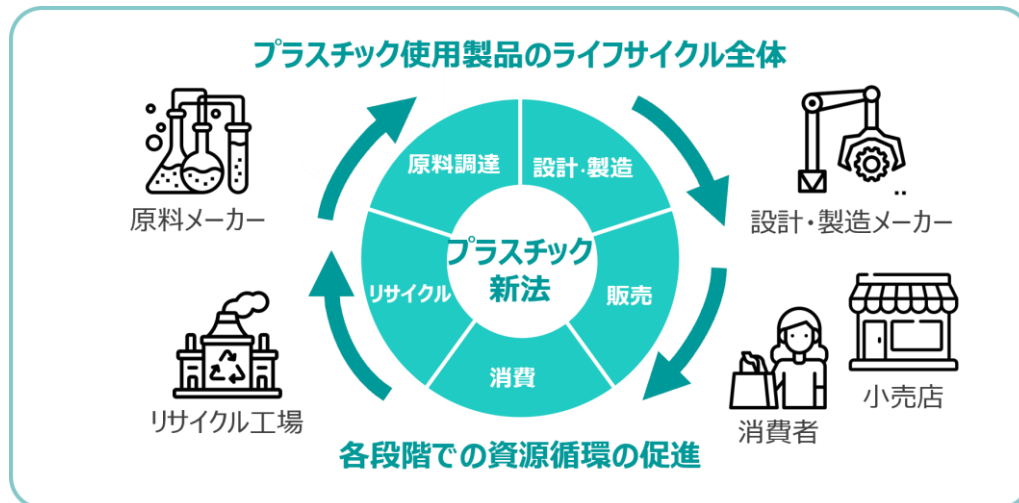
来年4月1日に施行予定のプラスチック資源循環促進法の内容について、無償提供されている使い捨てプラスチック使用製品とその事業分野の対象や、メーカー等向けに国が定めた「プラスチック使用製品設計指針」が話題になることが多いようですが、事業活動で使用済みになったプラスチック使用製品を廃棄する企業（排出事業者）にはどのような取組みが求められるのでしょうか。



プラスチック新法はどんな法律？と聞かれた時の短い返答は？

プラスチック資源循環促進法（正式名「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」）（以下「プラスチック新法」）は、プラスチック使用製品の設計・製造、販売・提供、排出、回収及びリサイクルまでのライフサイクルの各段階で、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については、紙やバイオプラスチック等に切り替へと、徹底したリサイクルを促進するための法律です。

10月8日より環境省のウェブサイトで、プラスチック新法の政省令案等が公開されており、11月7日までパブリックコメントを募集しています。



本コラムでは、プラスチック新法の内容を数回にわたり、異なる切り口で解説しています。ご関心のある方はこちらをご覧ください。

プラスチック新法の全体概要について（従来のリサイクル法との違い 他）

▶リーテム8月コラム「続報 プラスチック資源循環促進法」
<https://www.re-tem.com/ecotimes/column/aug2021/>

新しく創設される使用済みプラスチック使用製品回収の認定制度について（広域認定制度との比較 など）

▶リーテム9月コラム「解説 プラスチック資源循環促進法の認定制度」
<https://www.re-tem.com/ecotimes/column/sep2021/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

🗨️ プラスチック新法において「排出事業者」に求められること

プラスチック使用製品を産業廃棄物として排出する事業者は、プラスチック新法に定めた基準（下図）にもとづいて、プラスチックごみの排出抑制や再資源化に取り組むことが求められます。また、前年度の排出量、排出の抑制と再資源化等の目標、達成状況の公表が努力義務になります。

排出事業者のうち、多量排出事業者（定義は下図参照）に該当する事業者は、取組みが著しく不十分な場合には、行政による勧告、社名公表及び命令の対象となり得るとされています。一方で対象外とされるのは、小規模事業者（定義は下図参照）に該当する事業者です。

（（ 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物の抑制と再資源化の基準 ））

使用の合理化

プラスチック使用製品の製造、加工又は成形の過程における原材料の使用の合理化、端材の発生抑制、端材や試作品の原材料としての使用

排出の抑制

プラスチック製品の使用削減（簡易包装、プラスチック以外の素材への転換、過剰使用の抑制）、長期間使用、抑制状況の把握等

排出時

分別排出、リチウムイオン電池の取り外し、排出量の記録、再資源化促進と再資源化量の把握、再資源化が困難な場合は熱回収の実施

その他

- ・従業員教育、事業場ごとの責任者の選任、管理体制の整備
- ・前年度の排出量、排出の抑制と再資源化等の状況を毎年度公表するよう努める。
- ・関係者との連携（国、自治体、消費者、関係団体及び関係事業者）

※取組について、必要に応じて行政が指導・助言を行う場合がある

多量排出事業者

当該年度の前年度にプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250ton以上ある事業者（施行令第17条）

義務：排出の抑制と再資源化等の目標設定ならびに計画的な実施
努力義務：上述の目標と達成状況を毎年度公表

小規模排出事業者

- ・従業員数20人以下の会社・個人で、商業・サービス業以外の業種
- ・従業員数5人以下の会社・個人で、商業・サービス業の業種
- ・従業員数20人以下の組合等で、商業・サービス業以外の業種（施行令第16条）

🖋️ 編集後記

「排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物の排出量と削減状況を公表する」というのは、これまでに無い踏み込んだ取組みのように思います。しかし具体的な排出量削減率等の参考基準は示されていません。努力義務ということもあり、おそらく多くの企業は、先行して取り組むであろう多量排出事業者が公開する事例を参考にして自社に取り入れる、という様子見のアプローチになるのではないかと想像します。



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！
項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>